別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 実施要件 | 事業内容 | 節区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額等 |
| １　市町村  （注１）  ２　農業協同組合  ３　県域生産者団体  　　（生産者等で組織され代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計管理等を適正に行うことのできる団体） | １　事業実施に当たっては、「高知家プロモーション」を積極的に活用すること。  ２　継続して補助事業を活用する場合は、同様の取組にならないようにすること。 | １　販売戦略会議等の開催  ２　市場（消費・販売状況）調査  ３　販路拡大やブランディングに係るアドバイザー等招へい  ４　イベントや商談会等の開催又は参加  ５　量販店や飲食店等での消費宣伝やフェアの開催  ６　サンプル食材の提供  ７　販売促進資材のデザイン及び製作  ８　ブランド力向上に向けた取組  ９　物流改善の取組  10　インターネット販売を活用した販売促進に係る取組  11　１～10に掲げるもののほか、事業実施に必要と認められるもの | 報償費 | アドバイザーへの謝金等 | ・２分の１以内 | ・原則、一補助事業者当たり100万円（補助金額は1,000円未満の端数を切り捨てる。）を限度に補助する。  【限度額のかさ上げ】  ・農業協同組合及び県域生産者団体が県内各産地の畜産物の販売拡大に向け、複数市町村にまたがって事業を実施する場合、500万円を限度に補助する。 |
| 旅費 | 市場調査やイベント、バイヤー招へい、消費宣伝等に係る旅費（注２） |
| 需用費 | ・イベントや消費宣伝に係る消耗品費  及び印刷製本費  ・サンプル食材の提供　等  （食糧費を除く。） |
| 役務費 | ・通信運搬費及び手数料  ・販売支援補助に係る経費　等 |
| 委託料 | ・イベント又は商談会の開催  ・販売促進資材制作  ・輸送テスト　等 |
| 使用料及び賃借料 | ・会場借上料  ・借上車　等 |
| 備品購入費 | ・食味分析計購入費　等 |
| その他 | その他、事業実施に必要と認められる  経費（事前に県と協議必要） |

　（注１）市町村が実施主体の事業に限り補助対象とし、管内の生産者団体等へ行う間接補助は補助対象外とする。

（注２）行政職員の旅費は補助対象外とする（その他補助事業者の旅費は補助対象経費とする）。

（注３）国庫負担（補助）制度又は他の県又は市町村単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業は、補助対象外とする。